

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和8年5月14日	吉田海運株式会社 (法人番号4310001006143) 代表者吉田康剛	長崎県佐世保市三浦町1-34	石川営業所	石川県金沢市無量寺3丁目70	輸送施設の停止(200日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び第4項	令和7年2月10日、酒気帯び運転を引き起こしたことを端緒として監査実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第1項)(3)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(安全規則第7条第1項)(4)点呼の記録違反記載事項等の不備(安全規則第7条第5項)(5)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)	20	20

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。